第2回西知多医療厚生組合議会臨時会

会 議 録

令和4年(2022年)5月16日

西知多医療厚生組合議会

令和4年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

議席の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
会期の決定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
副議長の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議会運営委員会委員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
諸般の報告について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決	
処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
令和3年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につ	
NT	11
西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につい	
7	15
西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条	
例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	18
ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
令和4年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算(第1号)・・・・・・・	22
副管理者の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
損害賠償の額の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24

令和4年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和4年(2022年)5月16日 午後3時30分
- 2 招集場所 西知多医療厚生組合議場
- 3 応招議員(14人)

1番	加	藤	菊	信	8番	藤	井	貴	範
2番	佐	藤	友	昭	9番	伊	藤	清-	一郎
3番	早	JII	康	司	10番	伊	藤	正	明
4番	今	瀬	和	弘	11番	林		正	則
5番	北	JII	明	夫	12番	大	村		聡
6番	冨	田	博	巳	13番	夏	目		豊
7番	蓑	手	純	_	14番	勝	崎	泰	生

- 4 不応招議員 なし
- 5 開閉の日時

開会 令和4年(2022年)5月16日 午後3時30分 閉会 令和4年(2022年)5月16日 午後4時33分

第1日 (5月16日)

1	出席議員	(1	4人)
_		\ <u>_</u>	1/1/

1番	加	藤	菊	信		8番	藤	井	貴	範
2番	佐	藤	友	昭		9番	伊	藤	清-	一郎
3番	早	Ш	康	司		10番	伊	藤	正	明
4番	今	瀬	和	弘		11番	林		正	則
5番	北	JII	明	夫		12番	大	村		聡
6番	富	田	博	巳		13番	夏	目		豊
7番	蓑	手	純	_		14番	勝	崎	泰	生

- 2 欠席議員 なし
- 3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため 出席した者の職氏名

管	理	者		它	田	勝	重	副	管	理	者	宮	島	壽	男
副	管理	1 者	· <u>j</u>	킽	JII		功	副	管	理	者	<u>\f\</u>	Ш	泰	造
会	計管	理者	·	≐	田	幸	尚	代	表图	註 查	委員	小	幡	勇	次
[á	総務部	[]													
総	務音	羽 長	· 1	刀	藤	由	裕	総	務訓	果長	兼	佐々	木	美喜	事子
								衛生	生セン	外形	長				

建設課長 平松康弘

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長 吉原 基 病院事務局長 許 斐 正 啓 谷川 正仁 経営戦略室長 澤田 和典 管 理 課 長 管理課課長 和田 真 貴 医 事 課 長 森田美和 兼人事管理室長 医事課課長 小 林 智 里 医療情報課長 守山直宏 兼健診センター課長 兼診療情報管理室長

患者サポートセンター課長 岩田裕行

[看護専門学校]

看護専門学校長 鰐 部 貴久美 庶 務 課 長 中 田 昭 夫

4 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長 竹 内 忍 書 記 保 科 達 郎

書 記 長 坂 徹 也

5 議事日程

日	程	議案番号	件	名
1			議席の指定	
2	2		会議録署名議員の指名	
3	3		会期の決定について	
4	ļ		副議長の選挙	
5)		議会運営委員会委員の指名	
6	;		諸般の報告について	
7	,	承認 1	西知多医療厚生組合職員の育児休業	等に関する条例の一部を改
		/十/即心 工	正する条例の専決処分の承認を求め	ることについて
8	}	報告 1	令和3年度西知多医療厚生組合ごみ	
	,	+K 🖂 I	費繰越計算書について	
S)	1 6	 西知多医療厚生組合個人情報保護条例 	例の一部改正について
1	0	1 7	西知多医療厚生組合職員の給与に関	する条例の一部改正につい
_			て	
1	1	1 8	西知多医療厚生組合一般職の任期付	職員の採用等に関する条例
	1	1 0	の一部改正について	
1	2	1 9	西知多医療厚生組合短時間勤務会計	年度任用職員の給与及び費
1	<u>ت</u>	1 3	用弁償に関する条例の一部改正につ	いて
1	<u>-</u>	2 0	西知多医療厚生組合病院事業の設置	等に関する条例の一部改正
1	J	<i>2</i> 0	について	

1 4	2 1	ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の変更について
1 5	2 2	令和4年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算 (第1号)
1 6	同意 1	副管理者の選任について
追加	2 3	損害賠償の額の決定について

6 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(5月16日 午後3時30分 開会)

議長 (勝崎泰生)

皆さんこんにちは。私から一言御挨拶を申し上げたいと思います。コロナの話はさておきまして、3月に東海市議選ということで選挙がなされて、見事当選され組合議員になられました皆様につきましては、心からお祝いを申し上げるとともに、これから4年間、またこの組合でも頑張るぞというような力強い気持ちが表れておるのではないかと思います。まさしく5月というと新緑の季節でございます。本当に黄緑が色鮮やかになったところで、先ほど来話をしておりました東海市には新緑水クラブというまさに、この5月にふさわしいような会派もあるというふうに感じております。また知多市においては、このゴールデンウイークを最後でございますが、ツツジが知多市の花でございますが、満開を過ぎました。シルバーの方が既に芽を刈ってありますので、また来年も素晴らしいきれいなツツジが咲くことと思っております。非常にこの5月は、木の緑と花の美しさというのが非常に表れた季節でございます。そういった中で市議会議員の皆様も健康には十分御留意をいただいて、この組合議員として頑張っていただきたいとこう思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、御参集いただき、大変御苦労さまでございます。

去る4月、東海市の議員選挙により、組合議員の交代がございましたので、ここで御出席の皆様に、お手元の名簿の順番に従いまして、自己紹介をしていただきたいと思います。指名はいたしませんので、東海市選出議員から順次、お名前・所属委員会等の自己紹介をお願いいたします。

(1) 東海市選出議員 (2) 知多市選出議員)

ありがとうございました。

次に、理事者側につきましても、管理者から順次、自己紹介をお願いいたします。

(1) 理事者側 (2) オブザーバー)

ありがとうございました。現在の出席議員は、14人でございます。定足数に達して おり、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会いたします。 会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者(花田勝重)

議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。本日は、 令和4年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、 御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」はじめ11件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長 (勝崎泰生)

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。本日の議事日程に つきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

議長 (勝崎泰生)

日程第1「議席の指定」を議題といたします。東海市選出議員の議席については、ただいま御着席の席とし、会議規則第3条第1項の規定により、1番加藤菊信議員、2番佐藤友昭議員、3番早川康司議員、4番今瀬和弘議員、5番北川明夫議員、6番冨田博巳議員、7番蓑手純一議員以上のとおり指定いたします。

議長(勝崎泰生)

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、7番養手純一議員、8番藤井貴範議員を指名いたします。

議長 (勝崎泰生)

続きまして、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。今回の臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長 (勝崎泰生)

日程第4「副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において 準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。 これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにし たいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議長によりまして指名することに決定しました。 従来の慣例によりまして、東海市議会議長の加藤菊信議員を副議長に指名したいと 存じます。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名しました加藤菊信議員を副議長 の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました加藤菊信議員が副議長に当選されました。ただいま、副議長に当選されました加藤菊信議員に会議規則第31条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。それでは、就任の御挨拶をお願いいたします。

副議長 (加藤菊信)

議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。ただいま皆様からの 御推挙により、西知多医療厚生組合議会の副議長を拝命いたしました東海市の加藤 菊信です。今後は、組合議会のために議長を支え、努力してまいる所存でございま すので、皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、就任 の御挨拶に替えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (勝崎泰生)

日程第5「議会運営委員会委員の指名」を議題といたします。議会運営委員会委

員の指名については、委員会条例第3条の規定により、佐藤友昭議員、早川康司議員、以上2人を指名いたします。次の休憩中に議会運営委員会の委員長の互選を行い、その結果を御報告願います。議会運営委員会の開催については、委員会室で行いますので、委員の皆様は御参集ください。

この際、暫時休憩といたします。

(休憩 午後3時45分)

(再開 午後3時52分)

議長 (勝崎泰生)

議会運営委員会が早く終わりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。議会運営委員会の委員長の互選結果を報告いたします。委員長に佐藤友昭議員が選出されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第6「諸般の報告について」を議題といたします。地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和3年12月分から令和4年2月分の例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

議長 (勝崎泰生)

続きまして、日程第7、承認第1号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長(加藤由裕)

ただいま上程されました、承認第1号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に 関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、御説 明申し上げます。専決処分とさせていただきました理由といたしましては、人事院 勧告及び国等の情勢を考慮し、育児休業及び部分休業をすることができる非常勤職 員の要件の緩和等を令和4年4月1日から施行するための改正が必要でありましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、3月30日に専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長(佐々木美喜子)

承認第1号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の内容につきましては、4枚目、参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。第2条の改正は、育児休業をすることができない職員についての規定で、現行の第4号アの(ア)を削除し、在職した期間が1年以上の制限を撤廃したものです。第22条の改正は、部分休業を請求することができない職員についての規定で、2ページをお願いいたします。育児休業と同様に在職した期間が1年以上であることの制限を撤廃いたしました。第26条及び第27条の追加は、任命権者が講ずべき措置等として、妊娠又は出産等についての申し出があった場合に育児休業等の制度について情報提供、職員の育児休業取得の意向確認等の実施、育児休業に関する研修、相談体制の整備について規定するものです。附則は、施行期日で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしたものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(勝崎泰生)

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

承認第1号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり、 承認することに決しました。

議長 (勝崎泰生)

日程第8報告第1号「令和3年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計繰越 明許費繰越計算書について」を議題といたします。報告者から説明を願います。

総務部長 (加藤由裕)

ただいま、上程されました、報告第1号「令和3年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」御説明申し上げます。

この報告は、令和3年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計のうち繰越明 許費の41億8,009万7,000円を翌年度へ繰り越したもので、地方自治法 第292条において準用する同法施行令第146条第2項の規定により報告するも のでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

建設課長(平松康弘)

報告第1号「令和3年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」、御説明いたします。2枚目をお願いいたします。

1款衛生費、1項ごみ処理事業費、事業名ごみ処理施設整備・運営事業建設工事で、本年2月議会において補正予算で御議決いただきました繰越明許費41億80 09万7、000円の総額を翌年度繰越額として繰り越したものでございます。

左の財源内訳は、国庫支出金11億2,596万円、地方債24億3,650万円、一般財源6億1,763万7,000円でございます。

なお、繰越理由及び歳入歳出の状況は、3枚目の参考資料のとおりでございます。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (勝崎泰生)

これより質疑に入ります。それでは質疑の発言を許します。

5番(北川明夫)

今、御説明いただきましたように、事業費全体が繰り越されたわけですが、国庫 補助金と起債発行による収入の時期は、共に1年後の令和4年度末頃になるものだ ろうと思います。ただ、両市からの負担金合計6億円については、既に3月末に組合に収入済みと伺いますので、2点お尋ねします。1つめは、両市からの負担金が原資である一般財源6億1,763万7,000円については、令和4年度のいつ頃に支出予定になるのか。2つめは、特別会計で保管する期間が長くなる場合、支出までの間、当該現金をどのように運用するお考えなのか。また、運用の利率は、どの程度を見込んでいるのか。お尋ねします。

建設課長(平松康弘)

御質問の1点目、「一般財源の支出予定について」でございますが、支出の主な費目は、工事請負費と委託費で、工事請負費につきましては、第1四半期に受注者から請求があった場合に支払う上限を1億円とする前払金と、5年3月の出来形検査後に部分払金の支出を予定し、委託費については、3月の出来形検査後に支出する予定としております。

総務課長(佐々木美喜子)

御質問の2点目、「支出までの負担金現金の運用の考えとその利率について」でございますが、構成市からの負担金につきましては、当該年度中に支払う財源のため、基本的には普通預金で保管しておりますが、今回の繰越明許費に係る約5億円の支出予定が令和5年3月以降でございますので、その間、定期預金として運用を予定しております。利率につきましては、一般的利率である0.002%となる見込みでございますが、指定金融機関である三菱UFJ銀行東海支店の他、市内に支店を持つ金融機関など、より効率的な運用先の情報収集に努め、決定したいと考えております。以上でございます。

議長 (勝崎泰生)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。以上で報告第1号の報告を終わります。

議長 (勝崎泰生)

日程第9、議案第16号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長 (加藤由裕)

ただいま上程されました、議案第16号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」御説明申し上げます。提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止並びに統計法の一部改正に伴う引用法律等の変更をするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長(佐々木美喜子)

議案第16号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。第2条第3号及び第8号並びに第44条の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い引用する法律を個人情報の保護に関する法律の条文とするため、改正したものです。第49条第1号の改正は、統計法の一部改正に伴い引用条項を変更したものです。2ページをお願いいたします。附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 (勝崎泰生)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第16号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」原案 に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり

議長 (勝崎泰生)

日程第10、議案第17号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部 改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長(加藤由裕)

ただいま上程されました、議案第17号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、期末手当の支給割合の引き下げ等をするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長(佐々木美喜子)

議案第17号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」 御説明申し上げます。令和3年8月10日に公表されました令和3年人事院勧告に おいて、月例給は改定せずボーナスの民間の支給割合との均衡を図るため、期末手 当の支給割合の引き下げを行うことが勧告され、11月24日の内閣の閣議決定に より国家公務員の3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手 当から減額することで調整を行うことになり、地方公務員についても国家公務員の 取扱いを基本として対応するよう要請されました。本組合においても、これらの状 況を考慮し、今回、所要の改正をするものでございます。改正の内容につきまして は、3枚目参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。第20条の改正は、 期末手当の引下げで、期末手当の支給率について0.075月分引き下げるもので、 再任用職員については0.05月分引下げるものです。附則の改正は、令和4年6 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規定の追加等のため、第6項の次 に1項追加し、令和3年12月に期末手当を支給された職員については、その額に 再任用職員以外の職員は127.5分の15を乗じて得た額、再任用職員は72. 5分の10を乗じて得た額を改正した第20条に基づき計算した、6月に支給する 期末手当の額から減額した額を支給するものです。 2ページをお願いいたします。 附則は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上 で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 (勝崎泰生)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

12番(大村聡)

1点お願いします。職種ごとの影響額についてお願いします。

総務課長(佐々木美喜子)

御質問の職種ごとの影響額につきましては、総務部及び看護専門学校が、事務職、教員含めて252万3,945円減額で、1人当たり8万4,131円の減、病院では、事務職が395万474円減額で1人当たり7万1,826円の減、医師が1,371万7,693円減額で1人当たり15万7,674円の減、医療技術職996万5,519円の減額で1人当たり7万2,213円の減、看護師が2,820万6,423円の減額で1人当たり6万4,693円の減、看護補助員が66万2,031円の減額で1人当たり4万1,376円の減、研修医が55万190円の減額で1人当たり3万9,299円の減の見込みでございます。以上でございます。

議長 (勝崎泰生)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。 す。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第17号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり 可決されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第11、議案第18号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に 関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明 を願います。

総務部長 (加藤由裕)

ただいま上程されました議案第18号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、特定任期付職員の期末手当の支給割合の引下げ等をするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長(佐々木美喜子)

議案第18号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。第9条の改正は、特定任期付職員の期末手当の引き下げで、期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものでございます。附則は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 (勝崎泰生)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

12番 (大村聡)

1点お願いします。対象者数と影響額についてお願いします。

総務課長(佐々木美喜子)

御質問の対象者数と影響額についてでございますが、現在、当組合において特定 任期付職員を採用しておりませんので、この条例の改正に伴って賞与の額が減額される対象者はいないため、支出額についても影響はございません。以上でございます。

議長 (勝崎泰生)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入りま す。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第18号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり 可決されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第12、議案第19号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の 給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者 から提案理由の説明を願います。

総務部長(加藤由裕)

ただいま上程されました議案第19号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度 任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明申し上げま す。提案理由といたしましては、一般職の常勤職員に準じて、期末手当の支給割合 の引下げ等をするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長(佐々木美喜子)

議案第19号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目参考資料の 新旧対照表により御説明申し上げます。第7条の改正は、期末手当の引き下げで、 期末手当の支給率を0.075月分引き下げるものでございます。附則は、施行期 日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わり ます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長(勝崎泰生)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

12番(大村聡)

1点お願いします。対象者数と影響額についてお願いします。

総務課長(佐々木美喜子)

御質問の対象者数と影響額についてでございますが、対象者は、病院及び看護専

門学校で任用した事務職、看護職等の会計年度任用職員123人で、163万5, 591円の減額で、1人当たり1万3,297円の減と見込んでおります。以上で ございます。

議長 (勝崎泰生)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入りま す。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第19号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計 年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案に賛成 の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり 可決されました。

議長 (勝崎泰生)

続きまして、日程第13、議案第20号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長(許斐正啓)

ただいま上程されました議案第20号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。提案理由といたしましては、令和4年度の診療報酬改定で、外来の機能分化の推進を目的とし、紹介状なしで受診する患者から徴収する選定療養費の金額が変更になったため、改正を行うものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、医事課長から御説明申し上げます。

医事課長 (森田美和)

議案第20号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正に

ついて」の内容につきましては、3枚目参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。提案理由といたしましては、厚生労働省省令保険医療機関及び保険医療養担当規則において、地域医療支援病院は、紹介状なしで受診した患者から定額負担として選定療養費を徴収することが義務付けられており、令和4年4月の診療報酬改定において、当該選定療養費の額が見直しされたことから改正を行うものでございます。別表の改正は、選定療養費の変更で、初診に係る選定療養費、医師による初診5,500円を7,700円に、歯科医師による初診3,300円を5,500円に改め、他の医療機関に文書による紹介を行ったにもかかわらず、紹介状なしで当院を受診する再診患者に対し徴収する再診に係る選定療養費、医師による再診2,750円を3,300円に、歯科医師による再診1,650円を2,090円に改めるものでございます。附則第1項は施行期日で、令和4年10月1日から施行するものでございます。説明は、以上でございます。よろしく御審議頂きますようお願いいたします。

議長 (勝崎泰生)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

5番(北川明夫)

現行の初診料・再診料に係る選定療養費の徴収は、平成30年11月1日から適用されていますが、4年足らずのこの時期に、また外来の機能分化の推進等を理由に、患者負担をかなり増額する改正になりますし、また一方で保険適用分からそれぞれ一定点数を控除する制度が導入される様ですので3点お尋ねします。1点目は、初診料に係る選定療養費の過去5年間の徴収実績はどのような状況か。また、各医療機関からの紹介率の推移はどのようか。2点目が、今説明が若干ございましたが、再診料に係る選定療養費は、どういう場合に徴収するのか。また、過去5年間の徴収実績はどのようか。3点目は、令和4年度診療報酬改定に伴う今回の引き上げは、どのような狙いがあるのか分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

医事課長(森田美和)

御質問の1点目、初診料に係る選定療養費の過去5年間の徴収実績でございますが平成29年度3,393件、平成30年度5,252件、令和元年度5,839件、令和2年度4,111件、令和3年度4,537件でございます。平成30年度から徴収件数が増えた理由といたしましては、平成30年11月に地域医療支援

病院に承認され、選定療養費の徴収対象患者が増えたためです。また、紹介率の推移でございますが、平成29年度58.1%、平成30年度61.1%、令和元年度66.8%、令和2年度63.7%、令和3年度64.5%と少しずつではありますが、伸びている状況でございます。

次に御質問の2点目、再診料に係る選定療養費はどういう場合に徴収するのかでございますが、当院で治療後の患者に対して、他の病院等に文書による紹介を行ったが、当院を希望し受診する場合に徴収するものでございます。再診時選定療養費の徴収実績といたしましては、平成29年度0件、平成30年度2件、令和元年度7件、令和2年度4件、令和3年度4件でございます。

次に御質問の3点目、令和4年度診療報酬改定に伴う初診料・再診料の引き上げは、どのような狙いがあるのかでございますが、外来機能の明確化及び医療機関の連携を推進する観点から、徴収額及び徴収対象者の見直しが行われたものでございます。補足といたしまして、新たに徴収対象者となるのは、当院受診中の患者が、紹介状なしで他の診療科を受診する場合、子ども医療、母子医療の公費受給者が紹介状なしで受診する場合でございます。また、選定療養費の増額分は、医療保険給付から控除されるため、病院の収益は変わりませんが、保険財政の負担軽減につながるものと考えます。以上でございます。

12番(大村聡)

1点お願いします。患者負担増となるが、周知方法についてお願いします。 医事課長(森田美和)

御質問の患者負担増となるが、周知方法についてでございますが、今回の診療報酬改定の内容につきましては、別途、国からの周知もなされるものと思いますが、当院といたしましては、令和4年8月発行の東海市、知多市の広報誌と当院ホームページへ掲載し周知を行います。また、患者サポートセンターから毎月送付している患者サポートセンター便りとともに連携医療機関に案内文を送付し、住民への周知を依頼する予定でございます。今後とも地域医療支援病院として、地域医療の発展に協力するとともに、制度の周知に努めてまいります。以上でございます。

議長 (勝崎泰生)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入りま す。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第20号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり 可決されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第14、議案第21号「ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の変 更について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長(加藤由裕)

ただいま、上程されました、議案第21号「ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の変更について」御説明申し上げます。 提案理由といたしましては、ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約を変更するため、西知多医療厚生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

建設課長(平松康弘)

議案第21号「ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の変更について」 御説明申し上げます。令和2年9月14日議案第10号として御議決いただき、契 約いたしました、ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約についての内容を 変更するものでございます。1の工期は、変更前、本請負契約締結日の翌日から令 和6年3月31日までを91日間延長し、変更後、本請負契約締結日の翌日から令 和6年6月30日までとするものでございます。2の変更理由といたしましては、 契約の相手方との協議が整ったため、工期を変更するものでございます。以上で説 明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 (勝崎泰生)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入りま す。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第21号「ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の変更について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり 可決されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第15、議案第22号「令和4年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長 (加藤由裕)

ただいま上程されました議案第22号「令和4年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる期間を変更するものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

建設課長(平松康弘)

議案第22号令和4年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。2ページをお願いいたします。第1表、債務負担行為補正の変更は、ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の変更に伴い、期間をごみ処理施設整備・運営事業は令和26年度まで、ごみ処理施設整備・運営事業建設工事監理委託料は令和6年度までとするものでございます。4ページの債務負担行為に関する調書につきましては、説明を省略させていただき、以上で

説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 (勝崎泰生)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入りま す。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第22号「令和4年度西知多医療厚生組合ごみ 処理事業特別会計補正予算(第1号)」原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり 可決されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第16、同意第1号「副管理者の選任について」を議題といたします。

(副管理者 立川泰造 退室)

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長 (加藤由裕)

ただいま上程されました、同意第1号「副管理者の選任について」、御説明申し上げます。現副管理者である立川泰造氏が、5月18日をもって任期満了となりますが、引き続き副管理者として選任いたしたいので、西知多医療厚生組合規約第9条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。立川泰造氏は、現在知多市の副市長で、略歴は、お配りしております参考資料のとおりでございます。説明は、以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 (勝崎泰生)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入りま

す。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。同意第1号「副管理者の選任について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり、 同意することに決しました。

(副管理者 立川泰造 着席)

ただ今副管理者に選任されました立川副管理者から挨拶をいただきます。 副管理者(立川泰浩)

議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶申し上げます。ただいま、副管理者の選任の御同意をいただき、引き続きその任を担うこととなりました知多市副市長の立川泰造でございます。今後とも組合の発展のため誠心誠意努力してまいる所存でございますので、引き続き皆様からの御支援、御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

議長 (勝崎泰生)

続きまして日程追加となりました、 議案第23号「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長(許斐正啓)

ただいま上程されました、議案第23号「損害賠償の額の決定について」につきまして、御説明申し上げます。損害賠償の額及び相手方といたしましては、賠償額800万円を知多市在住の個人に賠償するものでございます。事故の概要につきましては、相手方患者は令和元年9月に転倒により右関節両果骨折となり、公立西知多総合病院で骨折観血的整復内固定術の手術を受けましたがその後の疼痛としびれ、感覚麻痺が改善しないため、10月に神経剥離術施行のため再入院となったところ、後脛骨神経に内果を固定したワイヤーの先端が当たって牽引されていたことが判明いたしました。その後、相手方患者から初回手術で後脛骨神経を損傷した過誤を原因とする神経麻痺及びその麻痺を放置したことによる不動に伴う線維化による合併

症であるとして訴えがあり、この事実を認めたうえで後遺障害等級について協議を続けてまいりました。令和4年3月14日に後遺障害等級について相手方患者との合意ができたことにより賠償額の決定ができましたので、直近の議会であります第2回臨時会に本議案を追加上程したものでございます。

なお、この賠償額につきましては、保険会社から全額補填されます。今回は、ワイヤー固定の際に透視下での確認が不十分であったことが原因であるため、今後は十分に確認を行い再発防止に努めてまいります。日頃より、細心の注意を払い診療を行っているところでございますが、このような事故が起きましたことは誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長 (勝崎泰生)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。討論 の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第23号「損害賠償の額の決定について」、原 案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり 可決されました。以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は、 全て終了いたしました。ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際 これを許します。

管理者 (花田勝重)

議長のお許しを得ましたので、第2回臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 (勝崎泰生)

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会を閉会いたします。終始、御協力ありがとうございました。

(5月16日 午後4時33分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年(2022年)5月16日

西知多医療厚生組合議会 議 長 勝 崎 泰 生

7番署名議員 蓑 手 純 一

8番署名議員 藤井貴 範